

令和6年4月吉日

対象となる被扶養者の皆様へ

日本国土開発健康保険組合
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13
TEL 03-4361-1706

特定健診受診についてのご案内

平素より、健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
令和7年度の特定健診（特定健康診査）の「受診券」（自己負担なし）をお送りしますので、特定健診の受診をしていただきます様ご案内いたします。

40歳以上の被扶養者の方は、特定健診の受診が法定となっております。毎年の健診で生活習慣病の早期予防、早期発見し重症化を防ぐことで、医療費を大きく節約することが出来ますので、同封しました「受診券」による特定健診の受診をお願いいたします。

また、被扶養配偶者の方は健康保険組合補助による人間ドックの受診や、今年度から巡回レディース健診の受診も可能となっておりますので、本案内による特定健診、または健康保険組合費用補助による人間ドック・巡回レディース健診のいずれかを必ず受診していただく様、お願いいたします。（各健診のご案内は令和7年2月下旬から3月上旬に社内ポータル・マイヘルスウェブ・当組合ホームページにてご案内済）

特定健診を受診されない方は、お手数ですが「受診券」は破棄してください。

●特定健診受診券有効期限：令和7年12月31日まで

※「受診券」を使用して受診される場合は、健康保険組合が全額補助しますので自己負担はありません。

受診方法に関しましては**裏面**をご確認ください。

●人間ドックの受診期間：令和7年12月31日（申込は11月30日まで）

●巡回レディース健診受診期間：令和7年12月31日（申込は10月31日まで）

- ・それぞれの健診の費用負担や健診項目などの詳細につきましては、ホームページやマイヘルスウェブなどをご確認ください。
- ・なお、健康保険組合補助による人間ドックや巡回レディース健診を受診される（予定含む）被扶養配偶者の方は、今回の受診券による特定健診は受診できません。

（内容が重複するため、いずれか1つを選択して受診してください。）

特定健診・特定保健指導の実施に関し、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明なことがありましたら健康保険組合までお問合せください。

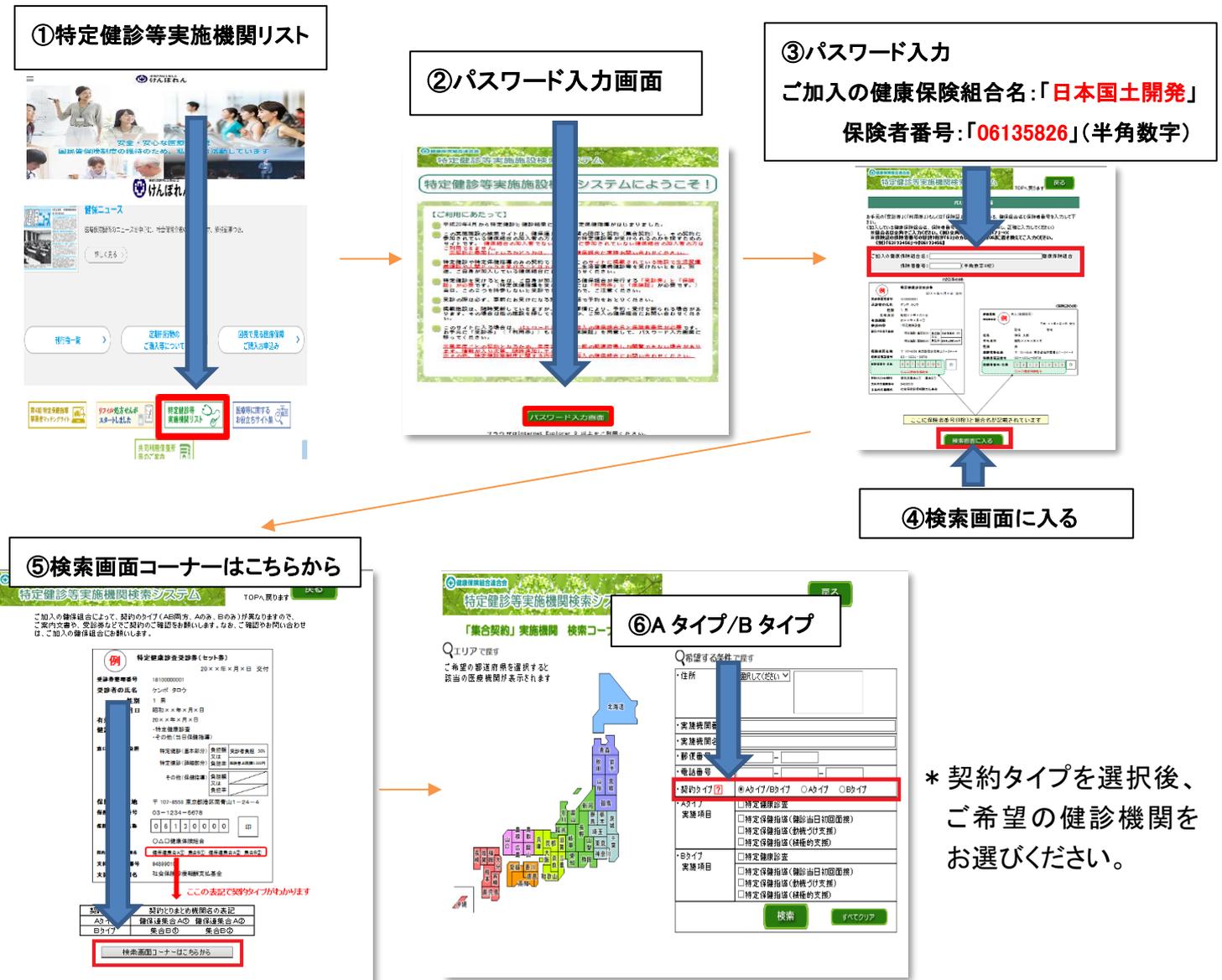
特定健診の受診方法

受診先は当健康保険組合と代表医療保険者（健保連）を通じて集合契約（Aタイプ・Bタイプ、どちらでも可）を結んだ全国組織に加盟する健診機関になります。

- ① 受診可能な健診機関については、健康保険組合連合会ホームページより確認できます。インターネットの環境がない場合は、かかりつけのクリニックやお近くの医療機関、受診を希望する医療機関などに直接お電話でご確認ください。

【健康保険組合連合会HPから健診機関検索手順】

健康保険組合連合会HP (<http://www.kenporen.com/>) にアクセス



- ② 健診機関に連絡し、「集合契約による特定健診を受けたい」と伝えて予約してください。

- ③ 予約した当日は、何も食べないで、「受診券」と「マイナ保険証など」を持って特定健診を受診します。(あらかじめ健診機関から「質問票」等が送付される場合は、それらに必要事項を記入して当日ご持参ください。)